全協文書第B20-0145号

2021年1月28日

会　員　各　位

　公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

会　長　　一　戸　　隆　男

医療機関等に通知されている新型コロナウイルス感染症患者の対応に関する

各種補助制度のご案内について

（新型コロナウイルス感染症に係る情報提供No.57）

拝 啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび厚生労働省から医療機関等に下記の内容で通知が発出されました。

各会員の皆様におかれましては、是非とも活用いただきたくご案内申し上げます。

弊会では、自由民主党やビルメンテナンス議員連盟に対する要望書の提出などを通じ、コロナ禍におけるビルメンテナンス業の存続・維持のための助成等支援について、引き続き各関係機関に要請して参ります。

つきましては、各会員の皆様による尚一層のご支援のほど、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

１．2020年（令和2年）12月25日に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が発出した事務連絡について（別添１）

7頁に「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）、「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」（本年9月15日の予備費による国直接執行の補助金）について、清掃委託の経費が補助対象となることを明記されております。

２．新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&Aについて（別添2）

44頁の１に、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」について、清掃委託の経費が補助対象となることを明記されております。同様に47頁の１に「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について、清掃委託の経費が補助対象となることを明記されております。

３．令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業に関するQ&Aについて（別添3）

1頁の1に、「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」について、清掃委託の経費が補助対象となることを明記されております。

1/2

４．令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の概要について（別添4）

12月25日予備費を活用した補助で、対象経費の「②院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費」により、「消毒 ･ 清掃 ･ リネン交換等の委託料に活用することが可能。看護師等の負担軽減の観点から、医療機関は、これらの業務を民間事業者に委託できる」ことが明記されております。

５．令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業のQ&Aについて（別添5）

問10において、「「院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費」は、消毒・清掃・リネン交換等の委託料が対象となりますので、委託事業者の新型コロナ患者等の対応を行う職員の手当に対応する場合、委託料を増額することが考えられます。」と記載されており、さらには、問12において、「「院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費」については、消毒・清掃・リネン交換等の委託料、感染性廃棄物処理、個人防護服の購入費用等が対象となります」と明記されております。

６．令和2年度第三次補正予算案の概要について（別添6）

3枚目の「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」及び4枚目の「医療機関･薬局等の感染拡大防止等の支援」において、「消毒･清掃･リネン交換等の委託」が対象となることが記載されております。

７．新型コロナウイルス感染症Q&A（建築物衛生法関連）について（別添7）

厚生労働省HPの該当アドレス：<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10747.html>

「2ビルメンテナンス業務の発注者の方へ」で「新型コロナウイルス感染症患者が入院する医療機関においては、病棟・病室等の清掃業務をビルメンテナンス事業者へ委託しているケースがあり、業界団体にヒアリングしたところ、感染リスクを考慮した人件費の増加、個人用保護具の調達費の増加等により、通常時と比較して、清掃作業従事者一人あたり約2万円の追加費用が発生しているという状況が分かりました。

ビルメンテナンス業務を発注される皆様におかれましては、貴施設のビルメンテナンス業務の受注者の意見を聴取し、必要と認められる場合は、適切に仕様書や代金の額等の変更をしてください。」と明記されております。

最後になりましたが、先に厚生労働省による緊急調査「新型コロナウイルス感染症患者が入院する病棟等の清掃に関する調査」2020年12月14日付全協文書第B20-0120号でお願いした調査に関しては、引き続きご協力を頂ける企業のご回答をお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

以 上

・・・・・・・・・・・・【本件に関する問い合わせ先】・・・・・・・・・・  
公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会　総務部総務課　関内

〒116-0013　東京都荒川区西日暮里5-12-5　ビルメンテナンス会館5階

TEL　03-3805-7560　FAX 03-3805-7561　info@j-bma.or.jp

2/2